

様式第一（第5条関係）

新たな規制の特例措置の整備に係る要望書（案）

平成 年 月 日

経済産業大臣 ○○ ○○ 殿

事業所管大臣を記載してください。
(規制所管大臣ではありません)

所在地
会社名
代表取締役 氏名

産業競争力強化法第6条第1項の規定に基づき、新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施したいので、別添の書類を添えて、下記のとおり新たな規制の特例措置の整備を求めます。

記

1. 新事業活動の目標 (1) 事業目標の要約

「新事業活動」の要件の一つである事業の新規性や公序良俗を害するおそれのないことを推知する資料となる。

【記載のポイント】

新事業活動及びこれに関連する事業活動を行おうとする背景となる事情、及びそれにより目指す事業の方向性を記載する。

(例) 当社は、○○製品の製造・販売を行ってきているが、この度、生産効率の向上を目指し、その製造設備の一部を更新することを計画している。その製造設備については、○年に○回、△△又は××の方法による検査が義務付けられているが、それらの検査方法では、設備の稼働停止期間が長期に及び、多大なコストを要するため、設備投資費用を回収できない。については、△△又は××の方法に代わり、□□の方法による検査を採用することを前提とし、早期に設備の更新を進め、生産効率の向上を通じて、○○製品の価格競争力強化を図りたい。

(2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

施行規則上のどの新規性の要件を満たすのかを記載するもの。

【記載のポイント】

「新商品の開発又は生産」、「新たな役務の開発又は提供」、「商品の新たな生産方式の導入」、「商品の新たな販売方式の導入」、「役務の新たな提供方法の導入」、「その他の新たな事業活動」のいずれに該当するのかを記載する。

また、新事業活動及びこれに関連する事業活動を行うことにより、生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由と、当該事業が実現した場合の新たな事業の概要を記載する。

生産性の向上又は新たな需要の開拓が見込まれることは、「新事業活動」の要件の一つである。

(例) 「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」に該当。□□の方法による検査を採用するとの前提の下、201○年○月に、○○製品の製造に係る◇◇設備の更新を行うことにより、201○年○月以降、生産ライン当たりの生産台数/日の○%増加を実現する。

- △△の検査方法：稼働停止期間○ヶ月、コスト○円

- ・ ××の検査方法：稼働停止期間○ヶ月、コスト○円
- ・ □□の検査方法：稼働停止期間○週間、コスト○円

2. 新事業活動の内容

(1) 事業実施主体

【記載のポイント】

申請者以外の事業関係者については、申請者との関係も分かるように記載する。

申請者に限らず、新事業活動に関係するすべての者について、役割と名称を記載してください。ただし、用地保有者など、新事業活動との関係が希薄な事業者の記載は不要。

(例) 実施事業者：株式会社METI

検査結果の評価を行う者：国立大学法人○○大学○○研究センター
(○○県○○市○○ ○-○-○)

検査結果の評価を行う者：株式会社○○研究所
(△△県△△市△△ △-△-△)

(2) 事業概要

【記載のポイント】

まず事業全体の概要を記載した上で、事業の具体的な流れや、商品の仕様などを記載してもらえると分かり易い。

事業全体の概要を記載する。

- ・ 特定の業への該当性を問う場合には、具体的な事業の流れを記載し、時系列順に事業の流れを記載すると分かり易い。
- ・ 業への該当性ではなく、商品が一定の基準を満たしているのかを記載。

いずれの場合も、記載事項は評価ではなく具体的な事実を記載し、客観的な記載を心懸ける。

(例) ○○製品の製造について、工場の生産効率の向上を図るため、◇◇設備の一部更新を行う。

○○県△△市に所在する○○工場において、◇◇設備を更新し、それが生産効率に与える影響を○年間にわたって検証する。生産台数や従業員の労働生産性について、更新前との比較を行い、その結果を評価した上で、設備更新の全国展開を検討していく。その際、◇◇設備に義務付けられている検査方法については、現行の○○法及び○○法施行規則において認められている△△又は××の方法に代わり、□□の方法による検査を採用する。□□の方法に使用する機器は、以下のとおりである。

<使用機器>

機器名：○○ (本体重量○○kg/消費電力○○W/電源○○V)

特記事項：201○年○月から○○国において、導入済み。

補足する写真・図表などがある場合は添付

<関連商品例>

○○○、△△△、×××、▲▲▲、など。

(3) 新事業活動を実施する場所

【記載のポイント】

サービス提供場所、製造場所、対象エリア、などを記載。

(例) ○○県△△市××○-○-○に所在する当社の○○工場
○○工場において、○年間にわたり、□□の検査方法を採用しつつ◇◇設備が生産効率に与える影響を検証し、その結果を評価した上で、その他の工場についても、順次、◇◇設備を更新する予定。

事業所管官庁や規制所管省庁が対応するに当たってのスケジュール感を把握できるよう、いつ頃から事業を開始する想定なのか記載する。

3. 新事業活動の実施時期

【記載のポイント】

新事業活動のスケジュールを記載する。

(例)
<事業スケジュール>

201○年○月	○○工場の◇◇設備の更新工事の開始
201○年○月	工事終了、◇◇設備の稼働開始
201○年○月	□□の方法による検査（第 1 回）
201○年○月	□□の方法による検査（第 2 回）。
201○年○月	◇◇設備の導入が生産効率に与える影響等の検証・評価
201○年○月	事業総括及び◇◇設備更新の全国展開の検討

4. 新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の条項

【記載のポイント】

規制の根拠となっていると考えられる法令等（規制に関連する告示・通達等を含む。）の名称、関係する条文を引用してください。

(例) ○○法施行規則（抄）
第○条 法第○条に規定する○○を
(略)

具体的な条文にどのように記載されているか本照会書で分かるように、対象となる法令等の条文をそのまま引用する。

5. 新事業活動を実施するために整備が必要

・提案したい事項自体は、何を確認したいのかがひと目で分かるよう、簡潔に記載する。
・自己の見解の記載に当たっては、可能であれば、法令の文言や規制官庁が示している逐条解説での見解等を参考に、論理的に説明できるとよい。

【記載のポイント】

新事業活動における何について整備が必要なのか、また、規制の根拠となる法令のどの部分に措置を求め

ているのか、明確に記載してください。それに続いて、自己の見解を記載してください。

(例)

本照会書2. (2) 記載の当社の新事業活動における〇〇が、〇〇法施行規則第〇条の規定により、△△又は××の方法に限られているが、特例的に、□□の方法も認める。

<当社の考え>

- (1) 〇〇業法第2条において、「〇〇業」は、〇〇を業として行うもの、と規定されており、〇〇とは・・・のことをいう。
- (2) この点、新事業活動において当社は、～～を行うものであるが、△△は行わない。
そのため、当社は・・・を行っておらず、当社の新事業活動は〇〇に該当しない。
- (3) したがって、当社の行う新事業活動は、「〇〇業」に該当しない。

6. その他

【記載のポイント】

必須事項ではないが、照会書1～5に記載できなかった内容を記載。

(例)

〇〇省との相談実績

201〇年〇月に、〇〇省と相談。その際、本事業活動と〇〇法第〇条の規定との関係について、説明を受けた。

以上

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新事業活動の目標
 - (1) 新事業活動に係る事業の目標（新事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
 - (2) 新たな規制の特例措置を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
2. 新事業活動の内容
 - (1) 新事業活動に係る事業の実施内容を記載する。
 - (2) 新事業活動を行う場所の住所を記載する。
3. 新事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
 - (1) 整備を求める規制の特例措置の内容（現行規制が目的としている安全性等の確保を、現行規制とは異なる方法により担保するための措置等の提案を含むものとする。）を要約的に記載。
 - (2) 新たな規制の特例措置を整備することにより実施が可能となる事業活動の内容を要約的に記載。
 - (3) 現行規制の範囲において、既に事業の一部を実施している場合はその内容を記載。